

第4回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和7年6月16日（月） 午後 1時30分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和7年6月16日（月） 午後 1時57分

4. 出席委員（16人）の番号及び氏名

1番 瀬戸弘之	2番 田村昭弘	3番 三浦大俊	4番 貴田徳正
5番 佐藤幸一	6番 瓜田弘樹	7番 一戸辰美	8番 神成和也
9番 棟方廣光	10番 菊池俊輔	11番 泉直也	12番 佐藤勝利
13番 長内悟	14番 鈴木照子	15番 秋庭礼子	16番 一戸祐治
17番 川村博行	18番 下山勝源		

5. 欠席委員（2名）

- 1番 瀬戸弘之
 13番 長内悟

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第12号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第9号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭誠一	事務局次長 當麻和信	主幹 石村浩一	主事 棟方裕二
-----------	------------	---------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時30分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第4回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5番佐藤幸一委員と6番瓜田弘樹委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第10号から議案第12号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第10号および議案第11号審議に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
6番瓜田弘樹委員。

瓜田委員 はい、6番瓜田です。それでは報告いたします。
去る6月5日、貴田徳正委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件、使用貸借が2件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第10号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第10号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は8件です。No.1からNo.8について説明いたします。
令和7年5月15日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が2件、普通売買が3件、贈与が3件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第11号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第11号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は2件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第12号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第12号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は2件です。契約期間および賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議長 　　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

　　　　　【なし】

議長 　　ないので、質疑討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第10号から議案第12号について原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

　　　　　【全員挙手】

議長 　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告7号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る
通知書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

　　　　　【なし】

議長 　　ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第8号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.3については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議長 　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

　　　　　【なし】

議長 　　ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第9号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第9号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知（令和4年2月2日付け
3経営第2584号）に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状
況について報告する。
この報告は青森県農地利用最適化交付金を使う際に必要な報告となっております。
2ページ目の1最適化活動の成果目標、（1）農地の集積について令和6年度末の集積面積は2,40
7haで集積率は82.1%で目標の83.3%を若干下回る結果となりました。原因としては、中心経営体
の高齢化や病気等により営農の継続が困難になっているため、機構を通じて新たな中心経営体への
貸付けを円滑に進め、集積率の向上を図っていききたいと思います。4ページ目の2最適化活動の活
動目標については、活動強化月間の設定目標に対して、農地パトロールや研修会の開催により、目
標を上回り、また、新規参入相談会への参加についても目標通りの実績となっております。その他
の内容については資料の方をご確認下さい。
以上、報告といたします

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時42分)

【暫時休憩】

議長 再会します。(午後1時56分)

議長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第4回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時57分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月16日

議長

委員

委員